

**札幌市競争入札参加停止等措置要領の改正について（概要）****【改正のポイント】**

札幌市との契約に当たっての入札不正行為に対する措置の強化

**「札幌市との契約に当たっての独占禁止法違反行為」や「札幌市との契約に当たっての競売入札妨害又は談合」に対する措置の強化**

札幌市競争入札参加停止等措置要領に定める「独占禁止法違反行為」や「競売入札妨害又は談合」のうち札幌市との契約に関する措置要件に該当した場合には、これまで 12 月以上 24 月以内で競争入札への参加停止期間を定めることとしておりましたが、入札不正行為に対する措置の強化として、この期間を 24 月に改正いたしました。

措置要件	期 間	
	改正前	改正後
<b>独占禁止法違反行為</b> (本市との契約に当たって)	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内	当該認定をした日から <u>24 月</u>
<b>競売入札妨害又は談合</b> (本市との契約に当たって)	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内	当該認定をした日から <u>24 月</u>

要領等本文はこちら

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kitei-index.html>

お問い合わせ先: 財政局管財部契約管理課 (電話 211 - 2152)